○郵政政策部会における委員会の設置

令和六年六月二十四日
情報通信審議会郵政政策部会決定第三号
（令和七年七月三十一日決定第四号　一部改正）
（令和八年八月二十日決定第五号　一部改正）

本審議会の所掌事務のうち本部会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十一条第十二項の規定により、本部会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。

一　名称及び所掌

１　郵便局活性化委員会

郵便局が地域を支援する役割を果たすためのサービス提供の在り方に関する事項

２　郵便事業政策委員会

郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策に関する事項

二　組織等

１　主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。

２　主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

３　委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおくことができる。

４　主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。

５　主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三　関係者の出席等

１　主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。

２　その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。

附　則

１　郵便局活性化委員会の設置（平成三十年二月十四日情報通信審議会郵政政策部会決定第一号）は、廃止する。

２　郵便局活性化委員会の設置の一部改正（令和五年二月二十日情報通信審議会郵政政策部会決定第二号）は、廃止する。